

【40 解読文】 下茂木村古器物発掘一件伺（明治十八年：一八八五）〈B〉

〔表紙〕

〔従〕

至明治十一年至同十五年

〔朱印〕

永年保存

古書古器物書類

第一冊 庶務課

明治十八年七月庶務課編輯係ヨリ  
勸業課農商係へ引継書 四冊之内  
全廿一年再ヒ庶務課へ引受ク

明治十八年五月廿五日調

九等属

小澤如風〔印〕

〔印〕

〔印〕庶務課

令 大書記官

編輯係〔印〕〔印〕

常務係〔印〕〔印〕

警部長〔印〕

警察本署〔印〕〔印〕

〔印〕〔印〕

〔印〕〔印〕

那波郡下茂木村平民山田半六ナルモノ、昨十七年五  
〔那波郡下茂木村平民山田半六なるもの、昨十七年五〕

月中、同村字前通ト称スル山林中ヨリ掘出候埋

〔月中、同村字（あざ）前通りと称する山林中より掘り出し候埋〕

蔵古器物、過般農商務省へ御届相成候処、

〔蔵古器物、過般（かはん）農商務省へ御届け相成り候処、〕

其中第四号即胄ノ前立様ノ如キモノ、博物

〔其の中第四号即（すなわ）ち胄（かぶと）の前立て様の如きもの、博物〕

局へ可ニ差出ニ旨、別紙之通指令ニ付、左案ヲ以テ

〔局へ差し出すべき旨、別紙の通り指令に付、左案を以（もつ）て〕

御送付相成可レ然ヤ、此段相伺候也

〔御送付相成り然（しか）るべきや、此（こ）の段相伺い候也〕

案

〔朱書〕

「編乙第廿八号」

県下那波郡下茂木村平民山田半六ナルモノ、昨十七

〔県下那波郡下茂木村平民山田半六なるもの、昨十七〕

年五月中、同村字前通卜称スル山林ニ於テ、埋蔵  
〈年五月中、同村字前通りと称する山林に於いて、埋蔵〉

古器物ヲ掘出候ニ付、本月四日編甲第二号ヲ以

〈古器物を掘り出し候に付、本月四日編甲第二号を以〉

テ御省へ及ニ御届ニ候処、第四号ノ物品、御局へ可ニ差出ニ旨

〈て御省へ御届けに及び候処、第四号の物品、御局へ差し出すべき旨〉

御指令ニ依リ、即及ニ御送付ニ候也

〈御指令に依（よ）り、即ち御送付に及び候也〉

年 月 日

長 官

博物館長 宛

追而、現品ハ通運会社便ヲ以テ差立候也

〈追つて、現品は通運会社便を以て差し立て候也〉

〔朱書〕  
「乙第二九四号」

貴県下、那波郡下茂木村平民山田半六発掘

〈貴県下、那波郡下茂木村平民山田半六発掘〉

品銅器壺個、今般用済ニ付、通運便ヲ以テ御

〈品銅器壺個、今般用済みに付、通運便を以て御〉

返却ニ及候、到達之上者領収証御回付有レ之度、

〈返却に及び、到達の上は領収証御回付これ有り度、〉

此段及ニ御通知ニ候也

〈此の段御通知に及び候也〉

明治十八年六月十五日

野村博物館長印

佐藤群馬県令 殿